あさひ保育園

令和6年度 入園のご案内

朝日村　教育委員会　あさひ保育園

〒390-1104　　朝日村大字古見 1274-1

電話　　０２６３－９９－２３６２
ＦＡＸ　０２６３－９９－２０８８

保育園について

保育園は、保護者が仕事や病気のため日中家庭で保育することができない間、保護者にかわって保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設です。入園している子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するのに最もふさわしい生活の場でなければなりません。保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通し、養護及び教育を一体的に行うことを特性としています。

１　保育園の名称・位置及び定員

名　　称	住　　所	電　話	定　員	受入れ年齢等
あさひ保育園	大字古見1274－1	99-2362	158名	0歳（6か月）～

２　保育日数、休日及び保育時間

〇保育園の保育日数は年間264日以上とし、休日は次のとおりです。

①日曜日、祝日　　②園長の意見に基づき教育委員会の許可した日

③その他教育委員会が休日を必要と認めた日

〇保育時間　・月曜日～金曜日　8時30分～16時30分

朝　延長保育時間　　７時３０分～８時３０分

夕方延長保育時間　16時30分～１９時００分

・土曜日　8時30分～12時30分（朝延長なし）午後延長保育16時30分

※　原則は家庭保育をお願いします。利用の申込が必要です。

※　保育必要量とは

保育園を利用できる時間のことです。下記のとおり2種類あり、「保育を必要とする事由」等によって決まります。

※ただし、延長保育申請をすると認定時間を超えて利用することができます。（延長保育料必要）

① **保育短時間**　：　１日最大 ８時間（８時３０分～１６時３０分）の利用

⇒　**保護者がパートタイム就労**をしている場合等

② **保育標準時間**　：　１日最大11時間（７時３０分～１８時３０分）の利用が可能

⇒　**保護者全員がフルタイム就労**をしている場合等

※　提出された申請書をもとに審査し、決定します。

３　保育料　（保育料徴収基準による）

保育園の運営に必要な経費の一部を保護者の方に負担していただくのが保育料です。村民税課税額により保育利用者負担基準額表の階層区分が決まります。父母の前々年・前年の所得に対する村民税課税額およびお子さんの年齢によって保育料が決定されます。（祖父母が同居で家計の主宰者と思われる場合は、祖父母の分も含みます。）

令和元年１０月から国の子育て施策により、３・４・５歳児の保育料が無償化されました。３歳未満児につきましては、保育園へ入園されているお子さんも少なく、公平性から保育料を納めていただいております。（ただし、３歳未満児で市町村民税非課税世帯のお子さんについては保育料が無償化されます）給食費の副食費（おかず・おやつ代）は村の施策で無料とします。

４　入園の要件　（保育を必要とする理由）

入園するには、次のいずれかに該当していることが要件となります。

主な入園要件（保育を必要とする理由）	
○家庭外労働	保護者が居宅外で1か月あたり４８時間以上就労している。
○家庭内労働	保護者が居宅内児童と離れて日常の家事以外の仕事を1か月あたり４８時間以上就労している。
○妊娠・出産	母親が妊娠中、あるいは出産後間もない。 （産前３カ月、産後６カ月）
○保護者の疾病・負傷	保護者が病気やけがをしている。あるいは障害がある。
○同居家族の介護・看護	同居している親族を常時看護、あるいは介護している。
○災害復旧	災害の復旧にあたっている。
○求職活動	日中、求職活動を継続的に行っている。 （3カ月以内に就業することを目的とする）
○就学、技能習得	日中、就学や技能習得で学校などに通う。（通信教育等は除く。）
○その他	その他上記以外の特別な事情により保育できない。 ・育児休業を取得したが、在園中の児童がいて保育の利用が引き続き必要だと認められる。 ・虐待やＤＶのおそれがある。　等

※上記の入園要件に該当しており、下記の利用認定区分が「２号認定」または「３号認定」と認定された場合、あさひ保育園の入園承諾の選考を行います。

利用認定の3つの区分　　（基準年齢：４月2日時点の年齢）

認定区分	対象者 等	主な利用先
１号認定	３歳以上児で、教育を希望する方	保育を必要とする理由に該当しない場合、幼稚園、(認定こども園)に入所。 ※朝日村には幼稚園がないため保育園に入所可能
２号認定	３歳以上児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	保育園、(認定こども園)
３号認定	３歳未満児で、「保育の必要な理由」に該当し、保育所での保育を希望される方	保育園、(認定こども園)、家庭的保育等

申込書等提出と入園までの流れ

入所申込書の提出	提出日：　１０月３０日（月）～11月28日（火） 土日祝日を除く 受付場所：**あさひ保育園＊受付時間 8:30～12：00** 教育委員会　＊受付時間 8:30～17：00 **期限厳守でお願いします。**
⇓	
認定・入園基準審査、 入園調整	12月～令和６年1月
⇓	
保育認定書及び 入園承諾通知書発送	2月上旬発送（口座振替依頼書を同封）
⇓	
一日入園 保育料　口座振替依頼書の提出	日　　時：2月２８日（水）あさひ保育園 ※ 時間等については承諾通知書発送時に通知します。 ※この日に、**口座振替依頼書を提出**願います。 保育料は、基本的に口座振替をお願いしています。 ・毎月２５日　振替　（休日の場合、翌営業日） ・翌月１０日　再振替
⇓	
保育料決定通知書	3月下旬～４月上旬
⇓	
入園式	4月初旬

保育園に入園申込書に必要な書類

□支給認定申請書兼入園申込書
□（様式１）保育の利用を必要とする証明書
□該当の要件によっては、その要件となる事項が分かるもの、または証明書等

入園できる要件	添付書類等
家庭外労働 父母（祖父母）が昼間家庭外で仕事をしている	就業証明書 ＜事業主の方＞農業・自営業など 事業主の証明を受ける。 ＜給与所得者＞ 事業主の証明を受ける。 ＜パートタイム＞ 事業主の証明を受ける。 ＜育児休業が終了して復職＞ 事業主の証明を受ける。
家庭内労働 保護者が昼間家庭で家事以外の仕事をしている。 ※月に48時間以上の就労。	事業主の証明を受ける。
妊娠・出産 産前3ヶ月、産後6ヶ月	母子健康手帳（写） …出産予定日のわかるもの
保護者の病気・負傷等 **病人等の看護** 同居の家族に看護が必要な病人がいる	＜病　気＞ （様式2）診断書 医師の診断書または証明書 ＜障害者＞ （様式2）診断書 身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳または介護認定結果通知書の写し
災害復旧	罹災証明書等
求職活動（起業準備を含む）	求職に関する申立書 雇用保険支払い証明書またはハローワークの証明書の写し等…求職活動していることが分かるもの
就学（職業訓練校等を含む）	学生証（在学証明書）の写し及びカリキュラム等受講状況のわかるもの
その他	虐待やＤＶのおそれがある等、児童の保育ができない状態にあると認められた場合。

特別保育事業

保育時間

標準時間保育

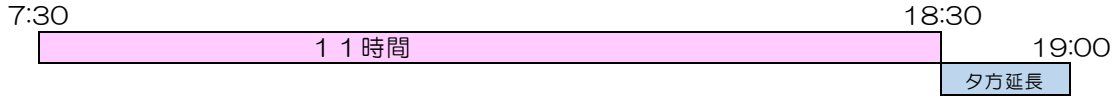

短時間保育

土曜保育

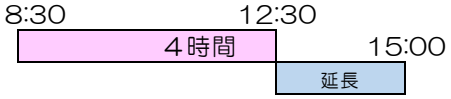

【延長保育事業】

保護者の認定利用時間を超える場合、予め月単位での申請が必要です。

朝日村保育所延長保育実施要綱

保育短時間（8時間保育認定 8:30～16:30）と認定を受けた方

平日 延長保育時間	7:30～ 8:30	１６：30～ 17:30	18:00	18:30	19:00
土曜日 延長保育時間	—	１２：３０～ 13:30	14:00	14:30	15:00
月額延長保育料	2,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円

【注１】保育料：土曜日利用12:30までは月額保育料に含まれます
12:30～15:00は月額保育料に月額延長保育料が加算されます
15:00～16:30は緊急延長保育となります。100円／30分

保育標準時間（11時間保育認定　7:30～18:30）と認定を受けた方

平日 延長保育時間	7:30～ 8:30	１６：30～ 17:30	18:00	18:30	19:00
月額延長保育料	—	—	—	—	1,000円
土曜日 延長保育時間	—	１２：３０～ 13:30	14:00	14:30	14:30～ 16:30
延長保育料	—	—	—	—	100円/30分

【緊急延長保育事業】※延長保育実施時間内で必要と認められる時間

緊急に認定保育時間、または延長保育申請利用時間帯を超える場合。要申込。

〇実施時間　月～金　朝　7:30～8:30、夕　16:30～19:00の時間帯に限る。
土　　12:30～16:30の時間帯の利用に限る。

〇利用料　　100円／30分

※土曜保育の利用と緊急延長保育利用料

【例】平日の夕16:30～17:30に延長保育の利用申請をしている方が土曜日15:00まで利用した場合、土曜日13:30までは月額の延長保育料に含まれるため、13:30～15:00（1時間30分）の利用料をいただきます。この場合利用料は300円となり、月4回利用した場合は1,200円です。

【特別支援保育事業】

家庭と保育園、行政、関係機関と連携し、お子さんの育ちを支援します。

【一時的保育事業】

未就園児で保護者が都合により保育できない場合に一時的に預かる。要申込。

〇利用料　　１歳以上3歳未満児　４００円／１ｈ
3歳以上児　　２００円／１ｈ

令和6年度　あさひ保育園　保育料（保育利用者負担）基準表

保育料は、生計同一の父母の市町村民税合算額とし、それ以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいるときはその分も合算されます。市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）は適用されません。

階層区分は、４月から８月は前年度分の市町村民税額、９月から翌年３月は当年度分の市町村民税額により決定します。（年度の途中で保育料が増減することがあります。）

児童の年齢は、４月１日現在の児童の年齢で算出します。

保育認定（2号及び3号認定）の場合の保育利用者負担基準額表

きょうだいが同時に通園する場合　第2子は(　)内の利用者負担基準額を適用

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			利用者負担基準額（月額）					
階層	定　義		３歳未満児		３歳児		４歳以上児	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第１	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）		0	円 0	0	円 0	0	円 0
第２	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0
	上記のうち、ひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0
第３	第１階層及び第２階層を除き、市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割課税額 48,600 円未満	15,500 (7,750)	11,500 (5,750)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第４		所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満	25,100 (12,550)	19,100 (9,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第５		所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満	33,900 (16,950)	27,900 (13,950)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第６		所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満	43,100 (21,550)	37,100 (18,550)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
第７		所得割課税額 301,000 円以上	47,300 (23,650)	41,300 (20,650)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

ひとり親世帯等とは

①「ひとり親世帯」……母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

②「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア　身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　障害者総合支援法施行令第１条第３項に規定する精神通院医療を受けている者

ウ　療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

エ　特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者

③「その他の世帯」……生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯

保育料の減免について

要保護世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯の減免が認められる世帯または在宅障害児(者)がいる世帯において、保護者と生計が同一の監護関係にある子どもが２人以上いる世帯で市町村民税所得割額 77,100 円以下の世帯年齢の高い順に人数を数え、

第１子３歳未満　短時間…4,800 円　　標準時間…6,800 円　　第２子以降は無料

多子世帯に係る特例措置

保護者と生計が同一の監護関係にある子どもが２人以上いる世帯で市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯

年齢の高い順に人数を数え、第２子は 50%負担、第３子以降は無料

ただし、市町村民税非課税世帯においては、第２子以降無料

あさひ保育園にきょうだいが同時に通園する場合（同時通園）

年齢が高い順に人数を数え　第２子は()内の利用者負担基準額を適用、３子以降は無料

保護者と生計が同一の監護関係にある子どもが３人以上いる世帯（単独通園）

年齢の高い順に人数を数え、第３子以降は(　)内の利用者負担基準額を適用する。

※長野県子育て支援戦略に基づく、世帯の第 3 子以降児に対する軽減

世帯の第３子以降児(18 歳未満のお子さんのうち、出生順番が 3 番目以降のお子さん)に対する追加軽減。村が行う軽減額が 6,000 円に満たない場合、その不足額を追加軽減します。

保育短時間認定を受け８時間以上の保育を要する世帯で、同時通園や単独通園が適用される場合は、保育標準認定を受けた方が割安となるケースがあります。(延長保育料については同時通園等の軽減は適用されません。)

保育理念

・子どもの人権を大切にし、
　気持ちに寄り添った保育を大切にします。
・子ども、保護者、地域の方にとって
　安心できる保育園を目指します。
・個々が持っている可能性を大切にし、
　お互い認め合える保育を目指します。

園目標

・地域の中で明るくたくましく育つ子ども
・あいさつ、返事のできる子ども
・体を十分動かし、健康で元気にあそぶ子ども
・楽しい食事を通して心身ともに健康な子ども
・優しく思いやりのある子ども
・イメージを豊かに表現できる子ども
・自分の事は自分でする子ども
・我慢する心が育ち、良いこと悪いことの区別がつく子ども

保育方針
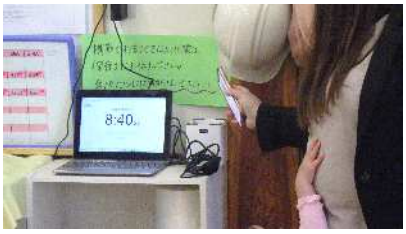
・子どもとの信頼関係を大切にし、一人一人が安心して自分を出し楽しく保育園の生活が送れるようにする。
・保護者、未就園児、世代間、保小との交流を通し地域との連携、地域のニーズを大切にした保育をしていく。
・個々の発達を踏まえた環境や保育内容の充実を心がけ、心身ともに健康で豊かな感性を培っていく。